

「群馬県障害を理由とする差別解消条例（仮称）」素案

第1 目的

この条例は、障害及び障害者に対する県民の理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進するための取組について、基本理念を定めるとともに、県の責務、市町村、県民及び事業者の役割を明らかにすることにより、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

第2 定義

この条例で用いる用語について、次のとおり定義する。

- (1) 「障害者」 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 「社会的障壁」 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

第3 基本理念

「第1 目的」で規定する社会の実現は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 全ての障害者は、障害のない者と等しく、障害を理由とする差別を受けず、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進に当たっては、不当な差別的取扱いの解消にとどまらず、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をする必要があること。
- (3) 障害を理由とする差別を解消する取組は、差別の多くが障害及び障害者に対する誤解、偏見、理解の不足等から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する県民の理解を深める取組と一体のものとして行われなければならないこと。

- (4) 全ての県民は、障害及び社会的障壁に係る問題が、障害のない者も含めた全ての人に関する問題であることを認識し、その理解を深める必要があること。
- (5) 共生社会を実現するための取組は、県、市町村、県民、事業者及び国その他関係機関の、適切な役割分担と相互の連携及び協働の下に行われること。

第4 不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供

- 1 何人も、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供等を拒否する又は提供等に当たって場所・時間等を制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付ける等、障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 2 県及び市町村は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。
- 3 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。

第5 県の責務

- 1 県は、市町村と連携及び協力し、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する県民及び事業者の理解を深め、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 2 県は、市町村が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するものとする。
- 3 県は、市町村、県民及び事業者に対し、障害を理由とする差別を解消するための情報の提供、技術的な支援に努めるものとする。

第6 市町村の役割

市町村は、地域の特性に応じて障害及び障害者に対する住民の理解を深めるとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を実施するときに

は、県と連携するよう努めるものとする

第7 県民の役割

- 1 県民は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深め、県及び市町村が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するとともに、障害者が社会的障壁の除去に必要な支援を求めやすい社会を実現する等、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めるものとする。
- 2 障害者は、自らの障害の特性や社会的障壁の除去に必要な支援について、可能な範囲で周囲に伝えることにより、障害及び障害者に対する理解の促進が図られるよう努めるものとする

第8 事業者の役割

事業者は、その事業を行うに当たり、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深め、県及び市町村が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するとともに、障害者が社会的障壁の除去に必要な支援を求めやすい社会を実現する等、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めるものとする。

第9 意見の聴取・相互連携

県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定し、実施するときには、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めるとともに、県民、事業者及び障害者団体その他の社会福祉関係団体と協力及び連携するものとする。

第10 財政上の措置

県は、障害及び障害者に対する県民の理解を深め、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第11 相談機関

- 1 県は、障害を理由とする差別に関する相談に適切に応じられるよう、その相談に対応するための窓口を設置する等必要な体制の整備を図るものとする。
- 2 県は、障害を理由とする差別に関する相談を受けたときは、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、専門的知見を活用して助言その他の必要な支援を行うものとする。

第 12 啓発活動

県は、基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消について県民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

第 13 人材の育成

県は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、障害に関する専門的な知識及び技能を有する者の育成を図るものとする。

第 14 教育

- 1 県は、学校教育において、障害のある児童及び生徒の発達や特性並びに本人の意思に応じて、学びの場や進路の選択などが適切にできるようにするとともに、それぞれの場において十分な教育を受けられるよう必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、学校教育において、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒が共に学び、相互に理解を深め合う、交流及び共同学習の機会確保が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。
- 3 県は、市町村や社会教育団体等と連携し、県民が、障害及び障害者に関する理解を深め、障害を理由とする差別の解消の重要性について認識することができるよう社会教育における学習機会を確保するとともに、障害者と障害のない者の共に学ぶ機会が充実するよう必要な施策を講ずるものとする。

第 15 雇用及び就労の促進

県は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力を十分に発揮して、適性に合った職業に従事することができるよう、障害者の多様な就労の機会を確保するよう努めるとともに、関係機関と連携し、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

第 16 情報の取得・意思疎通の手段の確保

- 1 県は、障害の特性に応じた多様な対応が必要であることを認識し、及び障害の特性に配慮し、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図るために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、障害者が県政に関する情報を速やかに得ることができるように、可能な限り、障害者に配慮した形態、手段及び様式によって情報提供を行うものとす

る。

第 17 社会参加活動の推進

県は、障害者と障害者でない者が共に文化芸術活動、スポーツ等に参加することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

第 18 防災

県は、障害者が地域社会において安全かつ安心して生活を営むことができるよう、防災に関し必要な施策を講ずるに当たっては、障害者の個々の障害の特性及び状況に応じた多様な対応が必要であることを認識し、障害の特性及び状況に配慮するものとする。